

網使用料算定根拠

(関門系ルータ交換機能の内、
茨城県内及び栃木県内の設置場所
において接続する場合の料金額)

NGN

<東日本>

C. 関門系ルータ交換機能

イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続する場合

(オ)茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合

(1)原価の算定

(単位:千円)

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	197,319	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、接続開始時点(平成30年度下期予定)の利用予測に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの ⑤利益対応税について、平成30年度適用の利益対応税率(42.39%)を用いて算定したもの
②設備管理運営費	33,711	
③他人資本費用	230	
④自己資本費用	227	
⑤利益対応税	115	
⑥合計	34,283	(②+③+④+⑤) × (1 + XIV. 料金設定に使用した貸倒率)

(2)料金の設定

(単位:円)

区分	料金等	備考
①利用中止事業者からの既回収額	0	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠し年額料金から減額する料金額
②接続料金(月額)	2,856,917	((1)の⑥ - (2)の①) ÷ 12ヶ月